



身近な法律豆知識

隣接する土地の円滑な相互利用

自分の土地と隣り合わせの土地は、気になる存在ですね。通行や流水、排水、境界といった問題で、使わせてもらう必要がでてくるかもしれません。そこで、隣接する不動産の所有者間(相隣関係)で、相互の土地利用を円滑にするために、各自の不動産の機能を制限して、調整するための法律(民法209条)があり、2021年に改正されました。施行日は、ことし4月1日でした。

改正209条は「土地所有者は、目的の必要な範囲内で、隣地を使用できる。ただし、住家(住居)については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることができない」と、目的の必要な範囲内での隣地使用を認め、住居への立ち入りは居住者の承諾を前提とすることを明記しました。

また、使用できる目的の範囲を「境界とその付近の障壁、建物そのほかの工作物の築造、取去または修繕、境界標の調査または境界に関する測量」とし「ただし、使用の日時や場所、方法は隣地使用者のために損害が最も少ないものを選ばなければならない」と規定しています。

さらに「土地の所有者は隣地を使用する時、あらかじめ、その目的、日時、場所、方法を隣地の所有者と使用者に通知しなければならない。ただし、事前通知が困難な時は、使用を開始した後、遅延なく通知することにより足りる」と通知方法も明記しました。

改正前と比べると、土地の所有者が所定の目的のために必要な範囲内で隣地を使用する権利を持つことが明確になっています。また、隣地所有者と使用者の利益も明文化。さらに、隣地使用の目的として認められる範囲が拡がり、はっきりとしました。

このほか、民法210条(公道に至るための他の土地の通行権)、213条の2(ガス、水道の継続的給付を受けるための設備の設置権)、214条(自然水流に対する妨害の禁止)、223条(境界標の設置)、233条(竹木の枝の切除と根の切取り)、234条(境界線付近の建築の制限)に関する条文なども改正されています。(S)

境港青色申告会女性部も皆様に様々な情報を発信し、また笑顔をお届けできる活動を続けていきたいと思っております。ご意見ご希望、アイデアなどをお待ちしています。(I)

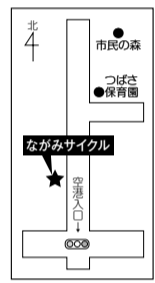
幸神町の「ながみサイクル」さんに登場していただきました。佐斐神町から移転して約50年になります。



最近の自転車事情を話す永見修代表

【事業所のあらまし】

事業所名 ながみサイクル
代表者 永見 修(ながみ・おさむ)
住所 境港市幸神町105
事業内容 自転車・電動自転車販売修理
定休日 水曜日
営業時間 9:00~19:00
TEL 0859-45-0642



消費税は、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除し、原則としてその差額が納付すべき消費税額となります。インボイス方式の導入後、消費税の課税事業者

新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更になり、久々のストレスフリーな夏休みや盆休みを過ごされた皆さんも多かったことと思います。6月15日の午前に境港青色申告会女性部の総会

女性部総会では、それぞれの事業が承認され、レクリエーションや研修会事業も例年通り実施となりました。9月中には両事業について相談し、決定したいと思っております。10月から消費税のインボイス制度が始まります。消費税免税事業者の皆さんが登録を希望する場合、10月1日からの登録を受けるには9月30日までの申請が必要です。

青色申告会の元気企業 自転車の安全利用に注力

ながみサイクル

然、知識も技術もありません。お客さんから修理依頼があれば、その都度、懇意だった同業者にお願いをしています。と事業を引き継いだ当時のことを話す永見代表。また「そこで見学しながら技術的な指導も受け、お陰で文字通りの独立を果たすことができました。私にとって本当に苦しい(精神的・肉体的)時期でしたが、この時に修得した知識と技術が今日のな

がみサイクルの基礎や基盤になっていきます」と、振り返りました。永見代表は、2代目デビュー以来、大きなウネリを体験しています。少子化と量販店の進出です。幼少の頃を思い出して、新しい子ども用自転車を喜々として乗り回していた頃を。ながみサイクルでもよく売れたそうです。しかし、最近の販売台数は激減しているとのこと。

量販店では、低価格の自転車が多量陳列されています。2年か3年ほど使えればよいという人が大半のようです。「きちんと作られたものを、愛情を持って10年でも20年でも乗り続けていただきたいと思うのですが」と永見代表は話しました。

「自分の身を守るものです。積極的に着用していただきたいですね。万が一に備えて賠償保険加入も是非ご検討ください」と永見代表。ながみサイクルでは、自転車を安全に利用していただくためにメンテナンスや修理技術の向上に努めています。近くであれば、出張修理も可能ですし、種々の相談にも対応します。

が仕入税額控除を受けるためには、仕入れ先から受け取った適格請求書や帳簿の保存が必要です。適格請求書(インボイス)を発行できるのは「税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者」に限られ、免税事業者から

の仕入については、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。適格請求書の記載事項については、発行事業者の登録番号など、所定の記載要件を満たす必要があります。



を、愛情を持って10年でも20年でも乗り続けていただきたいと思うのですが」と永見代表は話しました。

現在その着用については努力義務になっています。デザイン的にも優れた軽量のものが販売されています。

この時期に爽快感が味わえるのはやはり、自転車ならではのでしょう。あなたも、ながみサイクルの自転車で走ってみてはいかがですか。(Y)

税務・会計 一口メモ インボイス方式

女性部だより 笑顔届ける活動を

女性部総会では、それぞれの事業が承認され、レクリエーションや研修会事業も例年通り実施となりました。9月中には両事業について相談し、決定したいと思っております。10月から消費税のインボイス制度が始まります。消費税免税事業者の皆さんが登録を希望する場合、10月1日からの登録を受けるには9月30日までの申請が必要です。

企業の皆様へ

失業なき労働移動をめざして

当センターは出向・移籍の専門機関として業種、地域、企業系列を超えて企業間の出向・移籍の斡旋(無料)を行っております。また新たに60歳~70歳の退職者を対象に再就職支援の取り扱いをはじめました。



こんな時、ご連絡・ご相談ください。
・増員/補充などで「人材募集」をされるとき
・雇用調整などで「人材の送り出し」をされるとき
・定年退職者の「再就職先斡旋」をされるとき

公益財団法人 産業雇用安定センター
URL http://www.sangyokoyo.or.jp/
鳥取事務所 TEL (0857) 20-1500

不動産・会社・法人・船舶等の登記申請代理
簡易裁判所訴訟代理
民事裁判・家事調停及審判の訴状・申立書作成・提出
各行政機関に対する申請書の作成・申請代理

司法書士 行政書士 長栄善二郎事務所

事務所 境港市湊町84番地(市役所前)
TEL 44-6517 FAX 44-4333
メールアドレス:nagae123@eos.ocn.ne.jp